

## 糸満市最低制限価格制度実施要領

### (目的)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び糸満市契約規則（昭和55年糸満市規則第6号。以下「契約規則」という。）第17条第4項の規定に基づく最低制限価格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 適用の対象は、競争入札に付するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約であって、予定価格が200万円以上のもの

(2) 役務の提供等の契約であって、予定価格が100万円以上のもの

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 最低制限基準価格 最低制限価格の決定を行う場合に算出の基礎となる額をいう。

(2) 最低制限価格 最低制限基準価格に第6条第2項の規定に基づき決定された係数を乗じて算出した価格（小数点以下切捨て）をいう。ただし、その額が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

### (最低制限基準価格の設定)

第4条 最低制限基準価格は、最低制限基準価格設定者が予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき次に掲げる方法で算出した額の合計を目安として設定するものとする。ただし、その額が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

(1) 建設工事の場合

ア 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 委託業務の場合

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の7.5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

2 特殊工事、製造の請負又は業務の種類が複数で構成されている委託業務において、最低制限基準価格の算定が困難な場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7.5以上の最低制限基準価格を設定するものとする。

(最低制限価格書の取扱い)

第5条 最低制限基準価格設定者は、前条の規定に基づき設定した最低制限基準価格を最低制限価格書に記載した上で当該入札における予定価格書と併せて封入し、開札の際にこれを開札場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定方法等)

第6条 入札執行者は、開札後、入札参加者（糸満市競争入札心得（平成21年8月5日制定。以下「入札心得」という。）第3条の規定に基づき入札を辞退した者及び入札心得第6条各号に該当する無効の入札を行った者を除く。）の中から、係数番号の抽選を行う者（以下「抽選者」という。）を抽選により選出するものとする。

2 抽選者は、入札執行者の指示に従い、係数番号の抽選を行うものとする。

3 係数は、前項の規定に基づき抽選した係数番号を次の表の左欄に掲げる係数番号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる係数とするものとする。

係数番号	係数
1	1.000
2	1.002
3	1.004
4	1.006

4 入札執行者は、前項の規定に基づき係数を決定し、最低制限基準価格に当該係数を乗じて算出した最低制限価格を最低制限価格書に記載し記名押印を行うものとする。

（最低制限価格等の公表）

第7条 落札者の決定後、開札場所において最低制限基準価格、最低制限価格及び第6条第2項の規定により決定した係数を公表するものとする。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に指名通知又は入札公告を行う工事及び委託等について適用する。